

| 意見1 国道412号の危険性について | | | |
|--------------------|--|--|--------------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 道路・交通関連 | <p>(1) 北部自治会</p> <p>■国道412号の平山坂上付近については、歩道が未整備となっている。交通量が多く危険であるので、令和2年12月に「国道412号線建設改良促進協議会」を通じて県に要望書を提出したが、その後、県から回答はあったか。</p> <p>歩道の整備に向けて、引き続き要望してほしい。</p> | <p>■国道412号の歩道未整備区間について、継続して要望しているところですが、県からは、現在、歩道整備について事業計画の予定はありませんが、歩行者の安全対策については、歩道内の側溝蓋の床版化を平成28年度から進めており、歩道利用者の安全確保と利便性向上に努めているとのことです。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | 【国県道調整担当】 道路管理課 |

| 意見2 鳥獣被害対策事業について | | | |
|------------------|---|---|------------------|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 環境関連 | <p>(1) 田尻自治会</p> <p>■鳥獣対策事業に対し、電気柵管理作業があるが自治会内のメンバーも高齢化してきて山中に入り、足元が危険な場所等の作業に年々無理が掛かってきているので、専門業者への委託を検討してほしい。</p> <p>また、ヤマビル対策も同様であり、ヤマビル対策事業に対しては各自治会への負担金の見直しもお願いしたい。</p> | <p>■防護柵の点検業務を委託している「上荻野地区鳥獣被害対策協議会」、ヤマビル防除対策業務（草刈り、落葉かき等）を委託している「上荻野地区ヤマビル対策協議会」の役員交代や高齢化等により、維持管理に対する意識変化が生じていることについては、管理を継続するうえで、一つの課題として認識をしています。</p> <p>現状において、全面的に専門業者へ委託することは考えていませんが、いただいた御意見を踏まえ、危険な場所等の対応については、調整をさせていただき、従前のとおり、市から専門業者へ修繕の委託をいたします。</p> <p>その他の箇所の維持管理については、市民協働の観点や地権者等との円滑な調整など迅速に対処できることから、地域協議会の皆様に御理解と御協力をいただきながら、引き続き行っていきたいと考えています。</p> <p>なお、自治会によって担当する範囲の広さや人手の違いにより負担も異なりますが、業務委託料は協議会へ一括交付していますので、各自治会への金額配分については、地域の実情を踏まえ、まずは各協議会（地域内）において調整を図っていただきますようお願いいたします。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告時点で対応済みです。</p> | 【環境農政部】 農業政策課 |

| 意見3 環境対策について | | | |
|--------------|---|--|--|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 環境関連 | <p>(1) 田尻自治会</p> <p>■荻野地区には、「ヤード」と呼称される中古車の解体業務や再販業務等に係る業者が増え続けている。もちろん、必要な手続を経て、地目変更や開発許可が正しく行われているのであろうが、営業開始から月日が過ぎるにつれ、分解業務におけるオイルや冷却水の垂れ流しのほか、古タイヤの放置による蚊（ぼうふら）の発生等により、近隣住民の生活に影響が出ている。</p> <p>また、近年では、中古車解体施設で黒煙をあげた火災が目立っている。開発許可等を出して以降、監査等は定期的に行われているのか。まずは現場を確認し、対策をしてほしい。今後については、事実が発生してからではなく、予防的な取組が必要ではないか。</p> | <p>■資材置場や車両置場等の建設を目的とし、区域の面積が500平方メートル以上で区画形質の変更が生じる行為については、「厚木市住みよいまちづくり条例」の手続が必要となります。</p> <p>その際に、事業者に対し近隣にお住まいの市民の皆様への十分な事業説明を義務付けるとともに、周辺環境に及ぼす影響に配慮し、良好な環境を確保できるような施設運営に努めるよう指導しています。</p> <p>また、事業所敷地内における油や冷却水等の浸透については、生活環境課所管関係法令（土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例）での規制はありませんが、油が事業所から公共用水域（河川、水路、道路側溝等）に流出している場合や、敷地内で野焼き等をしている場合は、県の条例に基づき事業者へ指導をしていきます。</p> <p>なお、消防においては、消防法令違反が疑われるなど、火災予防上の指導が必要と思われるヤード施設等への立入検査を実施するほか、管轄する消防署の巡回により、危険な焼却行為を監視して指導に当たっていますので、引き続きヤード施設に対する火災予防の強化に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | <p>【環境農政部】 生活環境課</p> <p>【許認可担当】 まちづくり指導課</p> <p>【消防本部】 予防課</p> |

| 意見4 自治会に居住する外国人への対応について | | | |
|-------------------------|---|---|--|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 自治会活動関連 | <p>(1) 北部自治会、鷲尾4丁目自治会</p> <p>■年々、外国人が増加しており近隣でトラブル等がある。資源とごみの正しい出し方（外国語版）を配布するなどしてきたが、ごみ出しのルールを守らないなどの生活面をはじめ、古物（中古機械）・解体屋・土地の買収等、行政の対応をお聞きしたい。また、外国人の迷惑行為を対処する部署を作してほしい。</p> | <p>■本市には令和3年10月1日現在で、ベトナム、中国、フィリピンなど84か国、約7700人の外国籍の方が暮らしています。多くの方が地域で生活していますが、外国人の迷惑行為については個別の対応が必要になることから、業務を所管する課等で対応しています。</p> <p>外国人市民との文化の違いや言葉の壁などから、ごみ出しのルールを守らないなどをはじめ、他の場面でも対応に苦慮しているとの御意見は伺っており、市では、多言語での「自治会加入のパンフレット」を作成し、転入時の市民課窓口や地区市民センターで情報を提供しているほか、日常生活に必要な教育を行う「日本語教室」などを通じて、相互理解が進むよう取り組んでいます。</p> <p>また、トラブルとなりやすいごみの出し方についても、現在多言語のものを配布し、ごみ出しのルールの周知に努めていますが、外国人市民のごみの出し方でお困りの時は、環境センターへ御相談ください。</p> <p>今後についても、国籍など異なる人々が、お互いの文化や個性の違いを尊重し合いながら、地域社会の構成員として共に暮らしていけるよう取り組んでいきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | <p>【総務部】 行政総務課</p> <p>【協働安全部】 市民協働推進課</p> <p>【循環型社会推進担当】 環境事業課</p> |

| 意見5 災害を未然に防ぐための調査について | | | |
|-----------------------|---|---|--|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| 防災関連 | <p>(1) 鷲尾4丁目自治会</p> <p>■鷲尾地区が造成されて45年ほどになる。近年、ゲリラ豪雨等の災害が各地で発生しており、雨水枒や道路側溝等の劣化が心配です。道路側溝等に劣化や詰まりがないか、早急に調査をし、適切な維持管理をしてほしい。</p> | <p>■市内の下水道管きょは、全長約970kmと膨大であるため、経年劣化に伴う損傷等がないか、計画的に調査を実施しているところ です。</p> <p>近年、集中豪雨などによる浸水被害が懸念されるため、市が管理する雨水管や道路側溝等については、定期的な点検のほか、大雨時にパトロールを実施し、その排水状況を確認するとともに、雨水管等の詰まりがないか調査するなど、今後も適切な維持管理に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■12月に鷲尾地区の雨水管において管内の目視点検を実施し、詰まり等異常がないことを自治会長へ説明報告しました。今後も適切な維持管理に努めていきます。</p> | <p>【都市整備部】 下水道施設課</p> <p>【道路部】 道路維持課</p> |

| 意見6 空き家対策と高齢者支援について | | | |
|---------------------|---|--|---|
| 分野 | 自治会長からの意見 | 回答 | 担当部課 |
| まちづくり関連 | <p>(1) 鷲尾1丁目自治会、鷲尾4丁目自治会</p> <p>■高齢者が施設へ入所、あるいは病院への入院等により、他に身内の家族の同居がないために、空き家が目立っている。地域での対処のすべもなく、また今後の処理方についての聴き取りもできない状況により、地域住民の不安は募るばかりだ。空き家の樹木を伐採できるように市で条例等を制定してほしい。また、高齢化に伴い、自宅の庭木等の管理ができず、隣家に迷惑をかけている状況がある。現状の把握のため市で調査をし、所有者への指導、ひとり暮らし高齢者に対し庭木の剪定の補助等を検討してほしい。</p> | <p>■空き家の樹木の伐採については、空き家の所有者に所有権があるため、条例を制定することはできませんが、地域の高齢化が進むことにより、空き家の管理状況が悪化する懸念があることは認識しています。</p> <p>そのため、市では関係各課と連携し、定期的なパトロールを実施し、状況の把握に努め、近隣に悪影響を及ぼしている場合は、所有者等を確認後、住宅課を含めた関係各課から助言・指導などを行っています。</p> <p>また、空き家所有者に対し、空き家の適正管理に関するパンフレット、空き家解体工事補助金の案内及びシルバー人材センターによる雑草の除草、植木剪定等の空き家見回りサービスについての案内を送付し、空き家の適正な維持管理、解消の促進に努めています。</p> <p>近隣の皆様に御迷惑が掛かっている状況にありましたら、個別に対応しますので御相談ください。</p> <p>自宅における庭木等の管理については、個人の管理となるため剪定の補助等は、難しい状況ですが、高齢者の就労を支援する厚木市シルバー人材センターでも請負が可能ですので、御相談いただければと思います。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> | <p>【福祉部】 介護福祉課</p> <p>【環境農政部】 生活環境課</p> <p>【まちづくり計画部】 住宅課</p> |